

みよし市選挙管理委員会次第

日時 令和2年12月28日(月)

午前10時から

場所 みよし市役所3階301会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙管理委員の概要について

(2) 選挙管理委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する委員の指定について

(3) 今後の選挙日程について

3 その他

みよし市選挙管理委員会名簿

職名	氏名	フリガナ	住所	備考
委員	青木 敏郎	アキ トシロ		
委員	深谷 重穂	フカヤ シゲホ		
委員	鈴木 武久	スズキ タケヒサ		
委員	三井 哲	ミツイ サトシ		
補充員	鈴木 文生	スズキ フミオ		順位 1
補充員	柘植 久明	ツグエ ヒサトシ		順位 2
補充員	竹内 國夫	タケウチ クニオ		順位 3
補充員	永田 猛史	エダタ タケシ		順位 4

事務局名簿

職名	氏名
書記長 (総務部部長)	清水 創一
書記 (総務部次長兼総務課課長)	小野田 浩司
書記 (総務部副参事)	服部 誠
書記 (総務課副主幹)	鈴木 正康
書記 (総務課主査)	福上 慎吾
書記 (総務課主査)	横田 竜一
書記 (総務課主事)	三宅 望

選挙管理委員及び補充員の概要

【選任方法】

選挙管理委員及び補充員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから議会において選挙する(地方自治法第182条)

【身分】 みよし市の非常勤特別職

【任期】 4年間(令和2年12月26日から令和6年12月25日まで)

【定数】 選挙管理委員及び補充員 各4人(地方自治法第181条第2項及び第182条第2項)

【報酬】 委員長 年額169,900円
委員 年額150,400円
補充員 なし

【選挙管理委員と補充員】

選挙管理委員に欠員があるとき補充員の中から補欠する。補欠の順は、議会での選挙時に決定される。(地方自治法第182条第3項)

補充員は、補充員としての固有の職務はない。(なお、みよし市において、補充員は明るい選挙推進協議会委員に任命され、その職務を遂行することとなる。)

【職務】

みよし市が処理する選挙に関する事務を管理する。

《平常時》

- ・選挙人名簿の調製及び保管を行い、毎年3月、6月、9月及び12月の選挙人名簿の登録を行う。

《選挙時》

- ・選挙時の選挙人名簿の登録を行う。
- ・立候補予定者説明会を開催する。
- ・期日前投票の立会人の職務を行う。
- ・開票所において適正に選挙が執行されているかを監視する。
- ・委員長は、選挙長(市長、市議及び県議の選挙に限る。)、開票管理者の職務を行う。

【年間の出席回数】

- ・平常時 4回(選挙人名簿定時登録)
- ・選挙時 5～6回

令和2、3年度選挙管理委員会事業計画（案）

期 日	主 な 内 容
令和2年 12月28日	選挙管理委員会開催 ・委員長・職務代理者の選出
令和3年 3月1日	選挙管理委員会開催 ・選挙人名簿定時登録（3月）
令和3年 6月1日	選挙管理委員会開催 ・選挙人名簿定時登録（6月）
令和3年 9月1日	選挙管理委員会開催 ・選挙人名簿定時登録（9月） ・令和3年12月7日任期満了の市長選挙について
令和3年10月 ～11月下旬	市長選挙 ・立候補予定者説明会の開催 ・期日前投票の投票立会人業務（選挙期日の6日前の月曜日から土曜日） ・開票所での選挙管理業務
令和3年 12月1日	選挙管理委員会開催 ・選挙人名簿定時登録（12月）
令和4年 3月1日	選挙管理委員会開催 ・選挙人名簿定時登録（3月）

※このほかに衆議院議員総選挙（令和3年10月21日任期満了）が執行されます。

○地方自治法（抜粋）

（昭和22年法律第67号）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

6 第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 委員及び補充員は、その選挙に関し第118条第5項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第184条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第180条の5第6項の規定に該当するとき又は第182条第4項に規定する者に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第180条の5第6項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第11条若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

2 第142条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第184条の2 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第185条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第185条の2 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第186条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第188条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第189条 選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 前項の規定により委員の数が減少して第1項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第182条第3項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第1項の数に達しないときも、また、同様とする。

第190条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

3 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

第192条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第193条 第141条第1項及び第166条第1項の規定は選挙管理委員について、第153条第1項、第154条及び第159条の規定は選挙管理委員会の委員長について、第172条第2項及び第4項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ準用する。

第194条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

〇みよし市選挙管理委員会規程（抜粋）

（平成19年三好町選挙管理委員会規程第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、みよし市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長の選挙）

第2条 委員長の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票の数が同じであるときは、くじでこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について、指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって委員長と定めるかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があつた者をもって当選人とする。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所及び氏名を告示するものとする。

（委員長の任期）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示し、かつ、法第187条第1項の規定による選挙を行なわなければならない。

（委員長代理の指定）

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長代理委員」という。）をあらかじめ指定しなければならない。

2 委員長は、前項の指定をしたときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

（委員長の職務執行）

第5条 法第182条第1項の規定による委員の選挙があつた後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

（退職）

第6条 委員長は、法第185条第1項の規定により退職しようとするときは、理由を付した文書によって、委員長代理委員に申し出なければならない。

2 委員が、法第185条第2項の規定により退職しようとするときは、前項の例により委員長に申し出なければならない。

（委員及び補充員の選任の告示）

第7条 法第182条第1項及び第2項の規定により委員及び補充員の選挙が行われたときは、委員会は、直ちにその旨並びに住所及び氏名を告示するものとする。

(委員の補欠の通知)

第8条 委員長は、法第182条第3項の規定により委員を補欠したときは、直ちにその旨並びにそれにより委員となったものの住所及び氏名をその他の委員及びみよし市議会に通知しなければならない。

(所属政党等の届出)

第9条 委員は、委員となった後遅滞なくその所属する政党その他の政治団体の名称を委員長に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなったときも、また同様とする。

(住所変更の届出)

第10条 委員は、その住所を移転したときは、直ちにその旨を委員長に届けなければならない。

(委員会の招集)

第11条 委員会の招集は、委員長が委員に対する通知によりこれを行なう。

2 前項の通知は、招集すべき日の前日までに、招集の日時及び場所並びに付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員会招集の請求)

第12条 委員は、法第188条後段の規定により、委員会の招集を請求しようとするときは、議案を付した文書によって請求しなければならない。

(欠席の届出等)

第13条 委員は、招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。

2 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調製)

第14条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、会議に出席した委員とともにこれに押印しなければならない。

(委員会の開閉等)

第15条 前4条に規定するもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、みよし市議会の会議の例による。

(委員長の職務)

第16条 委員長は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決すべき事件について議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決した事項を執行すること。
- (3) 公印及び文書の保管に関すること。
- (4) 書記その他の職員の任免、給与及び服務に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第17条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その旨を次の委員会に報告しなければならない。

(書記及び書記長)

第18条 委員会に書記その他の職員を置く。

2 委員会は、書記の中から書記長1人を任命する。

3 書記長は、委員長の命を受け、書記を指揮監督し、委員会の事務を処理する。

4 書記その他の職員は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

(事務処理)

第19条 起案文書は、すべて委員長の決裁を受けなければならない。ただし、簡易な事務に関することはこの限りではない。

(公印)

第20条 委員会及び委員長の公印の用途、寸法、ひな形及び管理者は、別表のとおりとする。

2 みよし市公印規則(昭和52年三好町規則第2号)の規定は、公印の管理及び使用について準用する。

(職員の職務及び文書の処理)

第21条 この規程に定めるものを除くほか、委員会の書記の服務については、みよし市の職員の服務の例により、委員会の文書の処理については、みよし市の文書の処理の例による。

(告示の方法)

第22条 委員会及び委員長の告示は、みよし市公告式条例(昭和25年三好村条例第2号)によるものとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

今後の選挙日程

年度	選挙	任期満了日	任期	前回選挙期日	備考
3	衆議院議員総選挙	令和3年10月21日	4年	平成29年10月22日	前回解散
3	みよし市長選挙	令和3年12月7日	4年	平成29年11月19日	前回無投票
4	参議院議員通常選挙	令和4年7月25日	6年	平成28年7月10日	
4	愛知県知事選挙	令和5年2月14日	4年	平成31年2月3日	
5	愛知県議会議員一般選挙	令和5年4月29日	4年	平成31年4月7日	前回無投票
5	みよし市議会議員一般選挙	令和5年4月29日	4年	平成31年4月21日	前回無投票